

令和7年度胎内市

中小企業等支援事業補助金 **8** 選



受付開始：令和7年4月1日（火）～

創業

人材確保

販路開拓

など

胎内市内事業者の取り組みをサポートします！

お考えのその事業！補助金の対象になるかもしれません。

まずは、

胎内市商工観光課 **商工振興係** へお気軽にご相談ください！

(TEL：43-6111 内線1254)

※すでに発注や申込をした事業については対象外です。



① つながる支援事業



事業承継に
かかる経費

② 始める支援事業



新規創業等
にかかる経費

③ 創業後支援事業



経営改善計画の作成や
経営改善にかかる経費

④ 育てる支援事業 (人材育成)



研修会等
にかかる経費

⑤ 育てる支援事業 (人材確保)



人材確保等
にかかる経費

⑥ 育てる支援事業 (福利厚生)



従業員の福利厚生
にかかる経費

⑦ 販路開拓支援事業



販路拡大
にかかる経費

⑧ はたらく支援事業



市内に転入し
就職した方
(新規創業者も含む)

※当補助金は胎内市議会にて議決後に決定します。

詳しくはウラ面へ▶▶▶

【各種条件】申請回数には過去に申請した回数を含みます

①つながる支援事業

上 限：25万円

補助率：1/2

対 象：事業承継する者又は承継後3年を経過していない者で、常時雇用者5人以下の事業者

申請回数：同一事業者による申請は1回限り

②始める支援事業

上 限：30万円（空き店舗等を活用する場合は、上限50万円）

補助率：1/2

対 象：新規創業または第二創業した事業者（いずれも創業後3年までが対象）

申請回数：同一事業者による申請は1回限り

③創業後支援事業

上 限：10万円～30万円（プレゼンの評価によって上限が変わります。）

補助率：10/10

対 象：創業後3年を経過している事業者

申請回数：同一事業者による申請は1回限り

④育てる支援事業（人材育成費）

上 限：10万円

補助率：経費が2万円未満の場合、補助対象経費の10/10

経費が2万円を超えた場合、超えた額の1/2に2万円を加えた額

対 象：胎内市内事業者

申請回数：上限額に達するまで複数回申請可

⑤育てる支援事業（人材確保活動費）

上 限：20万円

補助率：1/2

対 象：胎内市内事業者

申請回数：同一事業者による申請は1年度1回限り

⑥育てる支援事業（福利厚生支援費）

上 限：10万円

補助率：1/2

対 象：胎内市内事業者

申請回数：同一事業者による申請は1回限り

⑦販路開拓支援事業

上 限：5万円（県内出展、出展を伴わない事業）、15万円（県外出展）

補助率：1/2

対 象：胎内市内事業者

申請回数：同一事業者による申請は、3年連続若しくは3回まで

⑧はたらく支援事業

定 額：3万5千円

対 象：令和6年1月以降に市内に転入し、令和6年4月以降市内の中小企業等に就職し、定住の意思がある者

※新規創業者も含む

【注意事項】

補助金の交付を受けるには、事業実施前に必ず事前申請が必要です。

予算の上限に達した場合は、申請受付期間内であっても締め切ることがあります。

詳細については、担当窓口までお問い合わせください。